

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約

(下線部が変更箇所)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第36条第1項の規定に基づき、日本国内における二輪自動車の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「二輪自動車」とは、小型二輪、軽二輪及び原付自転車をいう。</p> <p>2 この規約において「小型二輪」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する小型自動車であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。)をいう。</p> <p>3 この規約において「軽二輪」とは、道路運送車両法第3条に規定する軽自動車であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。)をいう。</p> <p>4 この規約において「原付自転車」とは、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>5 この規約において「新車」とは、道路運送車両法第60条第1項又は第97条の3第1項の規定による車両番号の指定を受けたことのない小型二輪及び軽二輪並びに地方公共</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p>

改正後	現行
<p>団体の条例の規定による標識の交付を受けたことのない原付自転車（同法第2条第6項に規定する道路以外の場所（国外を含む。）において使用されたことのある二輪自動車を除く。）をいう。</p> <p>6 この規約において「中古車」とは、新車以外の二輪自動車をいう。</p> <p>7 この規約において「カスタマイズ車」とは、製造時の仕様を変更する行為（輸入車にあつては、道路運送車両法による規制に適合させるためのものを除く。以下「カスタマイズ」という。）が行われた二輪自動車をいう。</p> <p>8 この規約において「事業者」とは、二輪自動車を製造する事業者及び輸入車を取り扱う事業者であつて海外で二輪自動車を製造する事業者に代わり責任を有する事業者（以下「製造業者」という。）、二輪自動車を販売する事業者（以下「販売業者」という。）並びに二輪自動車の取引を仲介する事業者をいう。</p> <p>9 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物</p>	

改正後	現行
<p>又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>第2章 新車 (必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、新車に関するカタログを作成するときは、当該カタログに、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 車名及び主な仕様区分（グレード、排気量等、当該車両を特定するために必要な項目をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 主要諸元</p> <p>(4) 製造国名（国産車を除く。)</p> <p>2 販売業者は、一般消費者に販売する目的で店頭に表示する新車には、規則で定めるところにより、見やすい場所に、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p> <p>(2) 販売価格</p> <p>(3) 製造国名（国産車を除く。)</p> <p>(4) 保証（製造業者又は販売業者が、自己の供給する二輪自動車について、一定の条件の下で一定の期間内に発生した故障についての無償修理の責任を負うことを</p>	

改正後	現行
<p>いう。以下同じ。)の有無</p> <p>3 販売業者は、一般消費者と新車の商談を行うときは、価格表又は価格表に準ずるものにより、当該一般消費者に対し、前項各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>4 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に販売価格を表示するときは、次に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p> <p>(2) 製造国名（国産車を除く。）</p> <p>(3) 保証の有無</p> <p>5 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告において、値引額、値引率、「特価」等の用語により新車の販売価格が有利である旨を表示するときは、その根拠となる販売価格を表示しなければならない。</p> <p>6 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に通信販売を行う旨を表示するときは、第2項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>7 事業者は、販売価格に割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合は、規則で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>8 事業者は、新聞、雑誌、インターネット、折込チラシ等により新車に関する広告を行うときは、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の会員である旨を表示しなければならない。</p> <p>（新車の販売価格の表示方法）</p> <p>第4条 事業者は、新車の販売価格を表示するときは、店頭において新車を引き渡す場</p>	

改正後	現行
<p>合の現金価格を表示しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、新車の販売価格について希望価格を表示するときは、規則で定めるところにより、メーカー希望小売価格の名称で表示しなければならない。ただし、製造業者が、直接、消費者に販売する場合には、第3項により販売価格を表示しなければならない。</p> <p>3 販売業者は、新車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、自己が販売しようとする価格を、現金販売価格又は現金支払総額の名称を用いて表示しなければならない。</p> <p>4 事業者は、共同広告において販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(購入者に対する書面の交付)</p> <p>第5条 事業者は、新車の購入者に対し、規則で定める事項を記載した契約書(注文書)を交付しなければならない。</p> <p>2 事業者は、新車の購入者から中古車を下取りするときは、当該購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質査定書を交付しなければならない。</p> <p>3 事業者は、保証付きの新車を販売するときは、当該新車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した保証書を交付しなければならない。</p> <p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は、自己の供給する新車に関し、次の各号に掲げる用語を表示するときは、それぞれ当該各号及び規則で定めるところによらなければならない。</p>	

改正後	現行
<p>(1) 最上級を意味する用語 「最高」、「最長」、「BIGGEST」その他の最上級を意味する用語（通俗的な慣用語及び流行語を含み、第7条第1号に該当する用語を除く。）を表示する場合は、その裏付けとなる客観的数値等又は根拠を付記すること。</p> <p>(2) 「完全な…」等の用語 「完全な…」、「完ぺきな…」、「絶対的な…」等の用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示すること。</p> <p>(3) 「このクラス…」等の抽象的用语 「このクラス…」、「ひとつ上のクラス…」等の抽象的用语は、規則で定めるところにより表示するとともに、そのクラス区分の具体的内容を付記すること。</p> <p>(4) 「新発売」等の用語 「新発売」、「新型登場」等の商品が新しくなったことを意味する用語は、規則で定めるところにより表示すること。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第7条 事業者は、自己の供給する新車に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、それぞれ当該各号及び規則で定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) ランキング表示 生産台数、販売台数等のランキング表示を行う場合は、過去1か月以上その順位を確保しているときに限るものとし、その確保期間及びランキングの裏付けとなる客観的な根拠を明瞭に表示すること。</p> <p>(2) 概数表示</p>	

改正後	現行
<p>生産量、国内販売量、輸出入量等に関し、統計の数値を概数で表示する場合は、次に定める誤差の範囲で表示すること。</p> <p>ア 金額を表示する場合にあつては1パーセント以下</p> <p>イ 台数を表示する場合にあつては3パーセント以下</p> <p>(3) 統計の数値の出典</p> <p>統計の数値を表示する場合は、規則で定める官公署、関係団体等が実施した統計調査の結果によることとし、当該数値にその出典を明瞭に併記すること。</p> <p>(4) 燃料消費率</p> <p>燃料消費率の表示に使用できる数値は、規則で定めるものによることとし、当該数値にその根拠を併記するものとする。ただし、その数値は、いつ、誰が、どこでも、そのまま出し得るものであるという誤解を招かないように表示しなければならない。</p> <p>(5) 最高速度、発進加速及び最高出力</p> <p>最高速度、発進加速及び最高出力の表示は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を用いて表示する場合には、キャッチフレーズ又はアイキャッチャーとして使用しないこと。</p> <p>(6) 安全、環境及び衛生</p> <p>新車の安全、環境及び衛生に関する表示を行う場合は、客観的な根拠に基づき、その具体的な内容を明瞭に表示すること。</p> <p>(7) 写真及びイラスト</p> <p>ア 新車の写真又はイラストを新聞、雑誌、インターネット等に表示する場合は、その車名及び主な仕様区分を併記</p>	

改正後	現行
<p>すること。</p> <p>イ 写真又はイラストに価格を併記する場合は、その写真又はイラストに使用した新車のものを用いること。</p> <p>(8) 競合銘柄との比較 競合銘柄との比較表示をする場合は、客観的数値等を用い、その根拠を明瞭に表示すること。</p> <p>(9) 二輪自動車競技 二輪自動車競技の結果に関する表示を行う場合は、その競技の名称及び内容を明瞭に表示すること。</p> <p>(10) 雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞 雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞に関する表示を行う場合は、その名称、主催者名、賞のカテゴリー、受賞時期等を明瞭に表示すること。</p> <p>(新車の内容に関する不当表示の禁止)</p> <p>第8条 事業者は、新車の品質、規格、性能その他の内容について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第3条から第7条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) 特定の車種にしか適合しない新車の品質、特徴その他の内容について、他の車種にも適合すると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 部分的にしか該当しない統計の数値等について、一般的に該当すると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(4) 新機構、新素材等の初搭載に関する虚偽又は誇大な表示</p> <p>(5) カスタマイズの内容について、実際の</p>	

改正後	現行
<p>もの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(6) 他の事業者の供給する新車の品質、規格、性能その他の内容について、中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(7) 第1号から第6号までに掲げるもののほか、新車の品質、規格、性能その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(取引条件に関する不当表示の禁止)</p> <p>第9条 事業者は、新車の販売価格その他の取引条件について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第3条から第7条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) 表示した販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、当該価格で購入できると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 表示した販売価格以外に請求する費用があるにもかかわらず、その旨を明示していない表示</p> <p>(4) 実際には販売価格に含まれているにもかかわらず、カスタマイズの費用が無料であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) カスタマイズの費用について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される</p>	

改正後	現行
<p>おそれのある表示</p> <p>(6) 「超激安」、「超特価」等の格安という印象を与える用語を用い、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(7) 割賦販売の場合において、割賦販売価格、頭金、賦払金、割賦手数料、支払回数、支払期間その他割賦販売条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(8) 実際には値引きを行っていないにもかかわらず、値引きを行っているとして一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(9) メーカー希望小売価格、自店通常価格等を比較対照価格に用いる場合における不当な二重価格表示</p> <p>(10) アフターサービス、保証の内容その他の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(11) 他の事業者の新車の取引条件について、中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(12) 第1号から第11号までに掲げるもののほか、新車の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p>	

改正後	現行
<p>(おとり広告の禁止)</p> <p>第10条 事業者は、新車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 取引の申出に係る新車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその新車についての表示</p> <p>(2) 取引の申出に係る新車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示</p> <p>(3) 取引の申出に係る新車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示</p> <p>(4) 取引の申出に係る新車について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその新車についての表示</p>	
<p>(ステルスマーケティングの禁止)</p> <p><u>第10条の2 事業者は、自己の供給する新車の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(不当表示の教唆等の禁止)</p> <p>第11条 事業者は、他の事業者を教唆して、第3条から前条までの規定に違反する表示をさせてはならない。</p> <p>2 事業者は、第3条から前条までの規定に</p>	<p>(不当表示の教唆等の禁止)</p> <p>第11条 事業者は、他の事業者を教唆して、第3条から第10条までの規定に違反する表示をさせてはならない。</p> <p>2 事業者は、第3条から第10条までの規定</p>

改正後	現行
<p>違反する表示をする事業者をほう助してはならない。</p> <p>第3章 中古車 (必要な表示事項)</p> <p>第12条 販売業者は、一般消費者に販売する目的で店頭に表示する中古車には、規則で定めるところにより、見やすい場所に、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分 (2) 初度登録(届出)年 (3) 製造国名(国産車を除く。) (4) 販売価格 (5) 走行距離数 (6) 自家用、営業用、レンタルバイク、その他の別 (7) 自動車検査証の有効期限(軽二輪及び原付自転車については自動車損害賠償責任保険の有効期限) (8) 保証の有無 (9) 定期点検整備実施の有無(原付自転車を除く。) (10) メインフレームの修正及び交換歴(以下「フレームの修復歴」という。)の有無 (11) 車両の品質</p> <p>2 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に中古車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を明瞭に表示するほか、車台番号を表示しなければならない。</p> <p>3 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に通信販売を行う旨を表示するときは、前項の規定により表示するほか、規則で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>に違反する表示をする事業者をほう助してはならない。</p> <p>第12条～第19条 (略)</p>

改正後	現行
<p>4 販売業者は、販売価格に割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合は、規則で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>5 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット、折込チラシ等により中古車に関する広告を行うときは、公正取引協議会の会員である旨を表示しなければならない。</p> <p>（中古車の販売価格の表示方法）</p> <p>第13条 販売業者は、中古車の販売価格を表示するときは、店頭において中古車を引き渡す場合の現金価格を表示しなければならない。</p> <p>2 販売業者は、中古車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、自己が販売しようとする価格を、現金販売価格又は現金支払総額の名称を用いて表示しなければならない。</p> <p>（走行距離計を取り替えた場合等のシールの貼付）</p> <p>第14条 販売業者は、中古車が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を、規則に定めるシールを用いてメインフレームに貼付することにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 走行距離計を取り替えた中古車</p> <p>(2) 走行距離計の改ざんが明らかな中古車</p> <p>（購入者に対する書面の交付）</p> <p>第15条 販売業者は、中古車の購入者に対し、規則で定める事項を記載した契約書（注文書）を交付しなければならない。</p>	

改正後	現行
<p>2 販売業者は、中古車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質評価書を交付しなければならない。</p> <p>3 販売業者は、中古車の購入者から中古車を下取りするときは、当該購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質査定書を交付しなければならない。</p> <p>4 販売業者は、保証付きの中古車を販売するときは、当該中古車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した保証書を交付しなければならない。</p> <p>5 販売業者は、定期点検整備付きの中古車を販売するときは、当該中古車の購入者に対し、定期点検整備記録簿を交付しなければならない。</p> <p>(特定事項の表示基準等)</p> <p>第16条 販売業者は、自己の供給する中古車に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 写真及びイラスト</p> <p>ア 中古車の写真又はイラストを新聞、雑誌、インターネット等に表示する場合は、その車名及び主な仕様区分を併記すること。</p> <p>イ 写真又はイラストに販売価格を併記する場合は、その写真又はイラストに使用した中古車のものを用いること。</p> <p>(2) 最上級を意味する用語</p> <p>「首位」、「第1位」、「トップ」、「最高」、「最長」、「BIGGEST」その他の最上級を意味する用語（通俗的な慣用語及び流行語を含む。）を表示する場合は、その裏付けとなる客観的数値等又は根拠を付</p>	

改正後	現行
<p>記すること。</p> <p>(3) 「完全な…」等の用語 「完全な…」、「完ぺきな…」、「絶対的な…」等の用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示すること。</p> <p>(中古車の内容に関する不当表示の禁止)</p> <p>第17条 販売業者は、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第12条から第16条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) 「新古車」等、新車であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 走行距離計の操作、取替えなどにより、走行距離数について、実際のものよりも少ないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(4) 実際にはフレームの修復歴があるにもかかわらず、その旨を表示しないことにより、フレームの修復歴がないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) 冠水車であるにもかかわらず、その旨を表示しないこと等により、冠水車でないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(6) 整備状況について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(7) カスタマイズの内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p>	

改正後	現行
<p>示</p> <p>(8) 他の事業者の供給する中古車の品質、規格、性能その他の内容について、中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(9) 第1号から第8号までに掲げるもののほか、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(取引条件に関する不当表示の禁止)</p> <p>第18条 販売業者は、中古車の販売価格その他の取引条件について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第12条から第16条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) 表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、当該価格で購入できると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 表示した販売価格以外に請求する費用があるにもかかわらず、その旨を明示していない表示</p> <p>(4) 実際には販売価格に含まれているにもかかわらず、カスタマイズの費用が無料であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) カスタマイズの費用について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(6) 「超激安」、「超特価」等の格安という印象を与える用語を用い、実際のもの又は</p>	

改正後	現行
<p>は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(7) 割賦販売の場合において、割賦販売価格、頭金、賦払額、割賦手数料、支払回数、支払期間その他割賦販売条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(8) 実際には値引きを行っていないにもかかわらず、値引きを行っているとして一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(9) 新車時のメーカー希望小売価格を比較対照価格に用いた二重価格表示</p> <p>(10) 自店通常価格を比較対照価格に用いる場合における不当な二重価格表示</p> <p>(11) アフターサービス、保証の内容その他の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(12) 他の事業者の中古車の取引条件について、中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(13) 第1号から第12号までに掲げるもののほか、中古車の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(おとり広告の禁止)</p> <p>第19条 販売業者は、中古車に関する広告に</p>	

改正後	現行
<p>において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 取引の申出に係る中古車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその中古車についての表示</p> <p>(2) 取引の申出に係る中古車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古車についての表示</p> <p>(3) 取引の申出に係る中古車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古車についての表示</p> <p>(4) 取引の申出に係る中古車について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその中古車についての表示</p> <p><u>(ステルスマーケティングの禁止)</u></p> <p><u>第19条の2 事業者は、自己の供給する中古車の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</u></p> <p>(不当表示の教唆等の禁止)</p> <p>第20条 事業者は、他の事業者を教唆して、第12条から前条までの規定に違反する表示をさせてはならない。</p> <p>2 事業者は、第12条から前条までの規定に違反する表示をする事業者をほう助してはならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(不当表示の教唆等の禁止)</p> <p>第20条 事業者は、他の事業者を教唆して、第12条から第19条までの規定に違反する表示をさせてはならない。</p> <p>2 事業者は、第12条から第19条までの規定に違反する表示をする事業者をほう助してはならない。</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">第4章 公正取引協議会 (規約の運用機関)</p> <p>第21条 この規約の運用機関は、公正取引協議会とする。</p> <p style="text-align: center;">(公正取引協議会の事業)</p> <p>第22条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。 (2) 一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受けける事業者の指導に関すること。 (3) この規約に基づく表示基準の設定に関すること。 (4) この規約の適用を受けける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。 (6) 景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びにこれらの法令の違反の防止に関すること。 (7) 自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。 (8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。 (9) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。 (10) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。 <p style="text-align: center;">第5章 違反に対する調査・措置</p>	<p>第21条～第26条 (略)</p>

改正後	現行
<p>(違反に対する調査等)</p> <p>第23条 公正取引協議会は、第3条から第20条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に資料の提出、報告を求め、参考人の意見を求め、その他必要な調査をすることができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、第3条から第20条までの規定の遵守状況について、事業者に資料の提出又は報告を求める等、必要な調査をすることができる。</p> <p>3 事業者は、前二項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>4 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者又は虚偽の報告を行った事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により調査を行う者が関係事業者の事務所、その他事業を行う場所に立ち入るときは、身分を示す証票を関係者に提示しなければならない。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第24条 公正取引協議会は、第3条から第20条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告し、また、第17条第3号又は第5号の規定に違反する行為を行った事業者に対し、50万円以下の違約</p>	

改正後	現行
<p>金を課することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第4項又は前二項の規定により警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第25条 公正取引協議会は、第23条第4項又は前条第1項若しくは第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>第6章 雑則</p>	

改正後	現行
<p>(規則)</p> <p>第26条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p>	

附 則

この規約の変更は、令和7年4月1日から施行する。